

憲法は国民と政府の“できる事”を決めたもの

じゃあそんな“最強”の憲法なんだけど、一体そこには何が書いているんだろうか？めっちゃ簡単に言うと、憲法にはその国の国民と政府の『できる事』が書いてある。

例えば小学校には学校の目標みたいなのがあったよね。

「明るく元気な子」 みたいな (笑)

その学校目標に基づいて、各学年で学年目標が決まる。

「外で遊ぼう！」とか**「挨拶をしよう！」**みたいなね。さらにそれに基づいて、各クラスで**「校庭はみんなで使おう！」**とか、**「来校者には『こんにちは』と言おう！」**って目標が決まっていく。**憲法は学校で言うところの“学校目標”、大原則なんだ。**だから学校目標で**「明るく元気な子」**って言ってるのに、クラスで

「嫌いな子はみんなで仲間はずれにしよう」

なんて目標は絶対に作れない。(・`д´・。)**「明るく元気」**に基づいて色々な細かいルールが決まっていくんだ。

じゃあ日本国憲法には何が書いてあるのか？日本国憲法は**全部で103条の条文がある**んだ。その内容は大まかにこんな感じ。

日本国憲法の内容

第①章 天皇について：天皇は日本の**“シンボル”**とする

第②章 戦争放棄：日本は**戦争しないし、軍隊も持ちません！**

第③章 国民の権利と義務：国民は**基本的に“自由”**です！

第④章 国会：法律を**“作る”**場所、国会のお仕事を規定

第⑤章 内閣：法律を**“運用する”**場所、内閣のお仕事を規定

第⑥章 裁判所：法律**“違反を裁く”**場所、裁判所のお仕事を規定

第⑦章 財政：国民から集めた**税金の“使い方”**を規定

第⑧章 地方自治：**“地方”**の政治のやり方を規定

第⑨章 改正する時は：そう簡単には**改正できない仕組み**を規定